

議 長 日程第5「議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和6年11月28日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた常勤職員の給与条例の改正を踏まえ、一般職の均衡を図るため、会計年度任用職員の給与について所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 それでは、議案第44号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして御説明させていただきます。

今回の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、常勤職員の給与条例の改正を踏まえて、一般職の均衡を図るため、会計年度任用職員の給与について所要の改正をするものでございます。

それでは、議案4枚目の参考資料、松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。左の改正案のほうを御覧いただければと思います。1ページの別表第1、第4条関係でございます。こちらはですね、職種(1)一般事務員、事務補助員、施設管理・運營業務員、技術職員等業務を行うフルタイム会計年度任用職員で町長が規則で定めるものの給料表につきまして、1ページから2ページまで改正をしております。

恐れ入ります。続きまして3ページのほうをお願いいたします。3ページは、2の保健師、看護師、助産師、栄養士等業務を行うフルタイム会計年度任用職員の給料表について、3ページから4ページ中段まで改正をしております。

恐れ入ります。続きまして4ページの中段(3)医師として業務を行うフルタイム会計年度任用職員で町長が規則で定めるものの給料表につきましては、

4 ページ中段から 5 ページの最後まで、金額を改正させていただいております。

恐れ入ります。最後に 4 ページお戻りいただきまして、議案本文の 3 ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日は、第 1 項は、この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。第 2 項につきましては、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の松田町会計年度任用職員の給料及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとみなすものでございます。

なお、この人事院勧告の給与改定に伴う影響額でございますが、補正予算（第 5 号）において全会計を通じまして約 1,281 万円を計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声です。質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第 44 号松田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。